

## PCB含有調査仕様書

### 1. 業務内容

- (1) 各施設の検体を現場にて必要量採取し、PCBの含有を分析し報告書にまとめる。
- (2) 採取場所、採取検体材、数量は区担当課と協議すること。
- (3) 採取箇所は同等品によって復旧すること。

### 2. 分析方法等

- (1) 採取した各検体についてPCBの含有の有無を分析する。
- (2) 分析方法は、GC/ECD法とする。方法の詳細は「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年厚生省告示第192号)、「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定マニュアル」(平成23年5月環境省)、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」(令和元年10月環境省)等を参考とする。

### 3 報告書の提出

分析調査結果を以下の成果品としてまとめ、担当者に提出すること。

- ・ PCB含有調査結果報告書 (A4判) . . . . . 2部
- ・ 上記電子データ (PDF等) 一式

### 4 その他

- (1) 来館者・職員等への健康被害等を考慮し作業計画を立てること。
- (2) 美術館運営に配慮する必要があるため、採取日時については事前に協議すること。
- (3) 採取部を除き、美術館物品ならびに施設に破損等を生じさせた場合には、受託者の負担において原状回復すること。
- (4) 分析後、検体は適法に処分すること。
- (5) 作業に当たっては、近隣住民並びに来館者、職員の安全確保に留意すること。
- (6) 美術館内への立ち入りにおいては、社名がわかるよう腕章等を着用すること。
- (7) 美術館敷地内は禁煙であることに留意すること。
- (8) 作業に関する機材等は受託者の負担とする。
- (9) 車両を美術館に搬入する際は、安全確保に努めること。
- (10) 本仕様書に定めがない事項、作業に当たり不明な点は、事前に区担当課と協議すること。